



令和3年度入学生 生徒募集要項

埼玉県立草加高等学校 全日制 普通科

〒340-0002 埼玉県草加市青柳 5—3—1

電話：048-935-4521

FAX：048-930-1282

<https://soka-h.spec.ed.jp>

1 募集人員

課程	学科	男女共	募集人員
全日制	普通科	共	360名(2)

※（ ）内は、転居等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和3年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和3年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域を設けない。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

県立高等学校への志願者は、**入学選考手数料（2,200円）**として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

ア 中学校がまとめる場合

在籍中学校の指示に沿って、出願書類を提出すること。

イ 志願者本人が手続きを行う場合

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付期間	令和3年2月12日（金）を配達指定日とすること。	令和3年2月15日（月） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月16日（火） 午前9時から正午まで
提出先	埼玉県立草加高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	窓口で持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	本校校長は、「受検票」（様式5-2）を 2月16日（火）午前11時まで に投函する。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」（様式5-2）を交付する。

5 併 願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 志願先変更

- (1) 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。
- (2) 窓口受付のみとし、郵送による手続きは認めない。

令和3年2月18日（木）から2月19日（金）まで 受付時間は、2月18日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月19日（金）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (3) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）及び受検票を、本校校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに出願手続きをとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。入学選考手数料、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表、志願先変更証明書の扱いについては、「入学者選抜実施要項」による。

7 志願取消し

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

8 学力検査

- (1) 志願者は、令和3年2月26日（金）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査の受検をする場合は「入学者選抜実施要項」による。
- (3) 学力検査の会場は本校とする。学力検査は、国語、数学、社会、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、数学及び英語の学力検査において、「学校選択問題」は実施しない。英語にはリスニングテストを含む。面接は実施しない。
- (4) 換気のため会場の窓を開放するため、防寒具の着用を認める。
- (5) 集合時間・場所 午前8時45分・本校体育館
- (6) 学力検査の日程

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

9 追検査

- (1) 急病その他やむを得ない事情により、5教科全ての学力検査を欠席した志願者は令和3年3月3日（水）に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに（学力検査当日中に）本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式16）を令和3年3月1日（月）正午までに本校校長に提出すること。
- (3) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。なお、数学及び英語の学力検査において、「学校選択問題」は実施しない。英語にはリスニングテストを含む。面接は実施しない。
- (4) 追検査の会場は本校とし、日程及び配点等は、学力検査に準ずる。

10 選抜

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

11 入学許可候補者の発表について

- (1) 日時
令和3年3月8日（月）午前9時 ウェブでの発表（本校ホームページより閲覧）
午前10時 掲示板での発表（本校）
- (2) 方法
ウェブ・掲示板での発表ともに受検番号を掲示する。（電話による問い合わせには応じない）
- (3) 入学許可候補者は、ウェブで可否を確認後、受検票を持参し、本校受付で選抜結果通知書（様式7）と入学に関する書類を受け取る。受領時間は発表当日、午前9時から正午及び午後1時から3時までとする。
- (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

12 特別な選抜

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等、海外の日本人学校等から出願する場合、帰国生徒特別選抜による募集については、「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」によるものとする。

13 欠員補充

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は欠員補充を行う。その際、令和3年3月8日（月）に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載される。

14 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続

- (1) 障害のある生徒の入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより、不利益な取扱いにならないよう、十分に留意する。
- (2) 志願者・保護者は配慮を希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」（様式18、以下「学力検査等の措置願」）を中学校長を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 中学校長から「学力検査等の措置願」について説明を受けた場合、本校校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等に特別な配慮を要する措置について協議を行う。また、志願者及び保護者から協議に同席したい旨の希望が出された場合には、志願者及び保護者を交えて協議する。
- (4) 本校校長は、特別な配慮を必要とする場合は、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。措置については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行う。配慮できる措置については、本校校長は中学校長を経て志願者に通知する。
- (5) 志願者から「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とする。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることがないように十分に留意する。
- (6) 「学力検査等の措置願」を提出した志願者の「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「学力検査等の際配慮を要する措置」欄に○を付すこと。

15 備考

- (1) この募集要項は、埼玉県教育委員会「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」に基づくものである。したがって、細部については前記要項・要領によるものとする。
- (2) 令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜の詳細については、埼玉県教育委員会のホームページに掲載されているので参照のこと。